

種苗産業海外展開促進事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5980号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の（3）の種苗産業海外展開促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の10の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の1の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び地方公共団体並びにその他法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）第3の2の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、公社、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに特認団体

- 2 特認団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出してその承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

1 品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業

我が国の輸出農産物を適切に保護し、輸出機会の拡大を図ることを目的として以下の取組のいずれかを行う。

① DNA品種識別技術の実用化

輸出する農産物の品種をDNAレベルで識別する技術（DNA品種識別技術）の開発を行う。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、機器備品費、会場借料等。ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする。

② DNA品種識別技術の妥当性の確認

輸出する農産物のDNA品種識別技術について、第三者による別の施設における再現性の確認を通じて、当該技術の妥当性を確認する。

（補助対象経費）

検査機関の検査員手当、分析検体の購入費、試薬購入費、会場借料等

③ 産地判別技術の実用化

無機成分組成や安定同位体から農産物の産地を判別する技術（産地判別技術）の開発を行う。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、機器備品費、会場借料等。ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする。

2 国内種苗生産基盤強化事業

我が国の種苗安定供給体制の構築に向けた取組を支援するため、以下のいずれかの取組を行う。

ただし、②又は③の事業を実施する場合には、①の事業を併せて実施するものとする。

① 種苗生産改善協議会の開催

国内の種苗生産関係者である地方公共団体、農協、種苗業者等を参集し、種苗生産体制を強化するための協議会等を開催することにより、関係者間のマッチングによる種苗生産の受委託の促進を図るとともに、新たな採種地の開拓、種苗生産に係る問題点の解決等に向けた検討を行う。

② 品種ニーズ調査の実施

特定の植物種類又は品種について、国内における種苗生産の適地を調査するとともに、当該地域の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対し、当該植物種類又は品種生産の可否について調査する。

③ 採種技術習得研修の実施

採種技術の維持・向上を図るため、採種の専門家を招聘し、国内の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対して研修を実施する。

（①、②及び③の補助対象経費）

旅費、会場借料、会議費、謝金、賃金、通信運搬費、資料購入費、印刷製本費、借上費、消耗品費、委託費等

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度とする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 共通事項

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 第3の1の品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業

- (1) 開発した技術の内容の公開が可能であること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 第3の2の国内種苗生産基盤強化事業

- (1) 本事業を効果的に実施するための種苗生産に関する知見を有していること。
- (2) 事業実施計画が、我が国の種苗生産基盤の強化につながるものであること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の事業承認者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 交付要綱別表1の2の（3）の種苗産業海外展開促進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (5) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別記様式2の別添の「総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、第3の2の国内種苗生産基盤強化事業は、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業承認者は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

事業承認者は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 事業収益状況の報告

第3の1の品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業の事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡、当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じたとき（事業の一部を事業実施主体から受託する団体（以下「受託者」という。）において収益が生じたときを含む。）は、発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年度、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、各年度終了後3月以内に事業承認者に提出するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認めるときは、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第10 収益納付

1 第3の1の品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業の事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡、当該特許権等を利用する権利の設定等により当該事業実施主体又は受託者が相当の収益を得たと認められるときは、実施要綱第8の2の規定に基づき、交付された補助金の額を限度として、次の（1）及び（2）により算定した額を国庫に納付するものとする。

（1）本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担）×（補助金総額／企業化に係る総費用）
×企業化利用割合－前年度までの納付額

- ① 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業損益の当該年度までの累計額をいう。
- ② 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。
- ③ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

- (2) 本事業に係る特許権等の譲渡、当該特許権を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担）×（補助金総額／補助事業に関連して支出された技術実証費又は開発費の総額）－前年度までの納付額

- ① 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。
- ② 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費又は開発費の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費又は開発費の合計額をいう。

- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度及び事業終了年度の翌年度以降5年間とする。
ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。
- 3 収益納付の期限は、農林水産大臣が納付を命じた日から20日以内とする。

第11 その他

1 助成対象

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- (2) 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業実施主体の事業遂行

事業実施主体は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

3 事業実施上留意すべき事項

第3の1の品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業の実施に当たり、単価が50万円以上の機器を取得しようとする場合には、第6の1の事業実施計画の承認申請の際に、カタログ等機器の概要及び価格を示す資料を添付するものとする。

4 事業実施状況等の報告以外での成果報告等

- (1) 第3の1の品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業の事業実施主体は、事

業終了後速やかに、別記様式4及びDNA品種識別技術又は産地判別技術の開発成果（マニュアル等）、DNA品種識別技術の妥当性の確認結果等を取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

- (2) 第3の2の国内種苗生産基盤強化事業の事業実施主体は、事業終了年度終了時及び第6の1で作成した事業実施計画書に記載した目標年度終了時において、別記様式5により事業の評価を行い、当該年度の翌年度の5月末日までに、事業承認者に提出するものとする。

5 特許権等の帰属等

- (1) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等は、次の①から③までの条件を確認するための別記様式6により作成する確認書を事業実施主体が事業承認者に提出することによって、事業実施主体に帰属させることができるものとする。

① 事業実施主体は、特許権等の出願及び取得の後、遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式7により報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。

③ 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

- (2) 受託者が得た特許権等は、事業実施主体と受託者との協議により受託者に帰属させることができる。ただし、受託者は、あらかじめ、事業実施主体に対して、(1)の①から③までと同様の条件を確認しなければならない。

- (3) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合及び利用を許諾する場合には、事業承認者の承諾を得るものとし、かつ、当該譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

なお、(2)の規定により受託者に帰属した特許権等についても、同様の取扱いとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4583号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (月～ 月)

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料

別記様式2 (第6関係)

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度〇〇〇〇事業実施計画の(変更、中止、廃止の承認) 申請書

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月〇日付け27食産第〇〇号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

※ 注1 〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・種苗産業海外展開促進事業(品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業)
- ・種苗産業海外展開促進事業(国内種苗生産基盤強化事業)

注2 関係書類として、次のものを添付すること。

- ・種苗産業海外展開促進事業(品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業)にあつては、別添1及び参考書類
- ・種苗産業海外展開促進事業(国内種苗生産基盤強化事業)にあつては、別添2及び参考資料

なお、別添1及び別添2中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止(又は廃止)の理由」とし、いずれの場合もその理由について記載すること。

注3 変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があつた内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては記入を省略できる。

注4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度〇〇〇〇事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を記載すること。

なお、別添1及び別添2中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式3 (第9関係)

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度種苗産業海外展開促進事業(品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業)
収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった種苗産業海外展開促進事業(品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業)について、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月〇日付け27食産第〇〇号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

- 2 本年度までに補助事業に関連して支出した費用の総額

円

- 3 補助金の確定額

平成 年 月 日付け 第 号確定

円

注 収益計算書等を添付すること。

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名

印

種苗産業海外展開促進事業（品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業）
成果報告書

種苗産業海外展開促進事業実施要領（平成 年 月 日付け食産第 号農林水産省食
料産業局長通知）第11の4の（1）に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業実施主体名				
事業名	①DNA 品種識別技術の実用化、②DNA 品種識別技術の妥当性の確認、③産地判別技術の実用化のいずれかを記載			
事業実施年度				
事業量		○年度	○年度	○年度
事業費		円	円	円
うち国費		円	円	円
具体的な取組内容及び実績				
成果目標の内容				
事業実施による効果		○年度	○年度	○年度
	(例) 識別が可能な品種数 判別が可能な産地数等			

(注) 1 「事業量」の欄は、複数年度事業を実施している場合は、事業実施年度以前の事業費及び国費を記入すること。

2 「事業実施による効果」については、別添1「事業実施計画書」に記載された目標値に対する進捗状況を記入すること。

別記様式5（第11関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

種苗産業海外展開促進事業（国内種苗生産基盤強化事業）評価報告書

種苗産業海外展開促進事業実施要領（平成 年 月 日付け食産第 号農林水産省食料産業局長通知）第11の4の（2）に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業実施主体名				
課題名				
事業実施年度				
事業量		○年度	○年度	○年度
事業費		円	円	円
うち国費		円	円	円
具体的な取組内容				
成果目標の内容				
事業実施による効果		○年度	○年度	○年度
協議会参加者数		人	人	人
研修等実施者数		人	人	人
採種参入者数		人	人	人
国内種子生産面積増加量		a	a	a
国内種子生産増加量		kg	kg	kg
事業計画の妥当性		(理由)		
適切な事業の執行		(理由)		

(注) 1 「事業量」の欄は、複数年度事業を実施している場合は、事業実施年度以前の事業費及び国費を記入すること。

- 2 「事業実施による効果」の欄については、事業実施年度ごとに、協議会参加者の延べ数、研修等に参加した農家等の延べ数、採種事業に新規参入した農家数、事業による国内種子生産面積及び生産量の増加量を記入すること。
- 3 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は1を、計画が不適切な場合は0を記入すること。また、その理由について記入すること。
- 4 「適切な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度種苗産業海外展開促進事業特許権等に関する確認書
(〇〇〇〇)

(事業実施主体名) は、種苗産業海外展開促進事業実施要領(平成 年 月 日付け食産第 号農林水産省食料産業局長通知) 第11の5に基づき、(事業承認者) に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成〇〇年度種苗産業海外展開促進事業の成果により特許権等を出願し、又は取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式により(事業承認者) にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記2に基づき(事業承認者) に当該特許権等を利用する権利を許諾したときは、(事業承認者) の円滑な権利の利用に協力するものとする。
5. 事業実施主体は、(事業承認者) が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を(事業承認者) に提出するものとする。

※ 注 〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・種苗産業海外展開促進事業(品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業)
- ・種苗産業海外展開促進事業(国内種苗生産基盤強化事業)

別記様式7（第11 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度種苗産業海外展開促進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書
(〇〇〇〇)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、種苗産業海外展開促進事業実施要領（平成 年 月 日付け食産第 号農林水産省食料産業局長通知）第11の5の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

（特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

※ 注 〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・種苗産業海外展開促進事業（品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業）
- ・種苗産業海外展開促進事業（国内種苗生産基盤強化事業）

別添1

品種保護に向けたDNA品種識別技術等の実用化事業実施計画書

1. 事業実施主体の概要

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 団体の代表者氏名
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度：昭和○年○月○日（4月～3月）
- (6) 出資金等
- (7) 主たる事業の内容
- (8) 補助事業の実施体制

2. 事業の成果目標

成果目標	
指 標	※1つ以上の数値目標を設定 (例)識別が可能な品種数、判別が可能な産地数

3. 開発しようとするDNA品種識別技術（又は産地判別技術）の対象となる農産物の現状と課題等について

(1) 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

(2) DNA品種識別技術（又は産地判別技術）に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

4. 年度別取組内容

植物の種類	平成○年	平成○年	平成○年

注：取組内容については、技術開発の内容又は妥当性確認の方法について、昨年度までの取組内容や次年度以降の取組内容の予定を記載すること。

5. 推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

6. 毎年の輸出金額の目標等

植物の種類（ ）

	平成○年 (現状)	平成○年 (目標)	平成○年 (目標)	平成○年 (目標)	平成○年 (目標)	備 考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

7. 総括表

区 分	事業費	事業の委託		備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	
※下記3項目のいずれかを記載	千円	千円	千円	千円
DNA品種識別技術の実用化	(例) 5,000	(例) 2,500	(例) 2,500	(例) 0
DNA品種識別技術の妥当性の確認		※「DNA品種識別技術の妥当性確認」の場合は、事業費＝国費補助金となります。		試薬購入費 100千円
産地判別技術の実用化				旅費 100千円
				謝金 100千円
				人件費 100千円
				委託費 100千円
計	5,000	2,500	2,500	0

(注) 必要に応じて、資料を添付すること。

別添 2

国内種苗生産基盤強化事業実施計画書

1 総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
種苗生産改善協議会の開催 ○○費 ○○費 品種ニーズ調査の実施 ○○費 ○○費 採種技術習得研修の実施 ○○費 ○○費	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

(注) 経費の配分は、第3の2に掲げる補助対象経費目を記入すること。

2 実施主体の概要

概要	※業務概要、資本金、従業員数など基本情報を記載
取組状況	※種苗の国内生産量をはじめ、これまでの当該分野における取組状況等を記載

3 事業の目的

※事業を提案する背景と当該事業によって期待される効果等を記載

4 成果目標

成果目標	※採種面積の拡大、採種農家数の増加等を記載
成果目標の具体的な内容	※目標数値等を可能な限り定量的に記載

5 事業の内容（※（１）の実施は必須とする。）

（１） 種苗生産改善協議会の開催

ア 協議会等の構成員

※協議会の参集者と協議会における役割分担を具体的に記入

イ 取組内容

※協議会等の目的、期待される効果等を記載

ウ 協議会等の開催

会議名称	開催時期	参集範囲及び人数	実施内容
	月	人	
	月	人	
	月	人	

（２） 品種ニーズ調査の実施

ア 取組内容

※調査の目的、活用方法等を記入

イ 実施方法

※調査先、調査方法等について具体的に記入

（３） 採種技術習得研修の実施

ア 取組内容

※研修の目的、実施方法について具体的に記入

イ 参集範囲

※研修の講師、受講者等を具体的に記入

ウ 研修等の開催

研修名称	開催時期	参集範囲及び人数	実施内容
	月	人	
	月	人	
	月	人	

